平成２４年（フ）第５４７１号
東京都大田区山王３丁目43―２―301
破産者　中江純一郎
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５２７号
東京都港区南青山二丁目27番７号
破産者　株式会社ボブソン
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３２６号
大阪府貝塚市二色中町９番１
破産者　長見ヒューム管株式会社
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２７号
最後の住所大阪府貝塚市堤207番地
破産者　被相続人亡長見次男相続財産
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５３９号
大阪市北区天満２丁目２番１号
破産者　株式会社Ｒ・Ｏ・Ｓ
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７９６号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目10番25号
破産者　株式会社大起製作所
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９１１号
大阪府大東市灰塚６丁目10番９号
破産者　株式会社大慶建設
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９２号
大阪市中央区谷町９丁目１番18号
破産者　株式会社ロージェ
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７２号
大阪市西区江戸堀１丁目18番12号　タマリスビル４Ｆ
破産者　株式会社ワインライフ
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６５号
大阪府大阪狭山市半田１丁目45番地の１―101
破産者　有限会社岡崎工業所
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
島根県浜田市金城町下来原181―５　グリーンハイツ112、住民票上の住所島根県浜田市金城町下来原181番地５
破産者　長谷川速人
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第５５号
岡山県久米郡美咲町塚角832番地
破産者　株式会社建築下山
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４４１号
広島市佐伯区五日市町大字石内2014番地７
破産者　株式会社光栄テクノ
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４１号
京都府福知山市字岩井770番地の４　コーポラス今田202号
破産者　西原　朗子
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１５５８号
福岡県糸島市白糸307番地
破産者　浦　功一郎
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１３号
札幌市西区西野７条１丁目４番８号、住民票上の住所札幌市西区西野７条10丁目20番５―２号
破産者　三上　玉市
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１４号
札幌市西区西野７条１丁目４番８号、住民票上の住所札幌市西区西野７条10丁目20番５―２号
破産者　三上　節子
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７９号
仙台市青葉区川平４丁目３番５号
破産者　千葉　恒孝
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６２号
埼玉県三郷市三郷２丁目11番地15　アウダーチェ中金503号、旧住所埼玉県三郷市東町159番地１　ロータリーパレス三郷金町607号
破産者　神原　浩之
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1426番地の52
破産者　日馬　哲也
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係